

参 考 資 料

(公益法人課税・寄附金税制)

目 次

(1) 公益法人制度改革関連

- ・ 公益認定の基準等1
- ・ 新制度における「公益目的事業」2
- ・ 公益認定等委員会委員名簿3
- ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（第58条）4
- ・ 附帯決議5

(2) 公益法人の実態

- ・ 民法第34条法人（社団法人・財団法人）数の推移、公益法人等の数6
- ・ 年間収入額別の民法第34条法人（社団法人・財団法人）数7
- ・ 収入構造及び支出構造：民法第34条法人（社団法人・財団法人）全体8
- ・ 税法上の収益事業収入額別の民法第34条法人（社団法人・財団法人）数9
- ・ 税法上の収益事業別の民法第34条法人（社団法人・財団法人）数10

(3) 公益法人等に係る課税

- ・ 公益法人に係る法人税率の推移11
- ・ 公益法人等の法人税の課税状況12
- ・ 諸外国の公益法人等及び税制上の優遇措置の概要（未定稿）13
- ・ 諸外国における非課税団体の認定要件（未定稿）14
- ・ アメリカの連邦非課税団体の例（未定稿）15

(4) 寄附金税制

- ・ 主要国の寄附金に関する税制の概要（未定稿）16
- ・ （参考）諸外国の公益法人等及び税制上の優遇措置の概要（未定稿）17
- ・ 寄附金（個人・法人）に関する日米の状況（未定稿）18
- ・ 法人の寄附金の支出状況19
- ・ 寄附金の損金算入限度枠の平均利用率20
- ・ 社会貢献活動の捉え方21
- ・ 企業の社会貢献活動の開示22

(1) 公益法人制度改革関連

公益認定の基準等

1. 法人の目的および事業の性質、内容に関するもの

- 公益目的事業を行うことが主たる目的であること
- 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎と技術的能力があること
- 公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくない事業や、公の秩序、善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないこと
- 公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないこと 等

2. 法人の財務に関するもの

- 公益目的事業比率が100分の50以上になると見込まれること
- 遊休財産額が年間の公益目的事業費を超えないと見込まれること

3. 法人の機関に関するもの

- 同一親族等及び他の同一の団体の関係者が理事又は監事の三分之一を超えないこと
- 一定の基準を満たす場合に会計監査人を設置していること
- 理事、監事及び評議員に対する報酬について不当に高額なものとならないよう支給の基準を定めていること 等

4. 法人の財産に関するもの

- 他の団体の意思決定に関与することができる財産を保有していないこと
- 認定取消しや合併により法人が消滅する場合に公益目的取得財産残額に相当する額の財産を類似の事業を目的とする公益法人等に贈与する旨の定款の定めがあること
- 清算の際に残余財産を類似の事業を目的とする公益法人等に帰属させる旨の定款の定めがあること 等

5. 欠格事由

- 暴力団員等が事業活動を支配している法人であること
- 国税又は地方税の滞納処分を受けて3年を経過しない法人であること
- 認定を取り消されてから5年を経過しない法人であること 等

新制度における「公益目的事業」

◆公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年六月二日法律第四十九号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 省 略

四 公益目的事業 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

別表（第二条関係）

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業

- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

公益認定等委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

あめみや たかこ
雨宮 孝子

明治学院大学大学院法務職研究科教授

いけだ もりお
◎池田 守男

株式会社資生堂相談役

おおうち とし み
大内 俊身

元 東京高等裁判所民事部総括判事

さたけ まさゆき
○佐竹 正幸

元 日本公認会計士協会常務理事

そでい たかこ
袖井 孝子

お茶の水女子大学名誉教授

でぐち まさゆき
出口 正之

国立民族学博物館教授

みずの ただつね
水野 忠恒

一橋大学大学院法学研究科教授

◎:委員長 ○:委員長代理

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（第58条）

（税制上の措置）

第五十八条 公益法人が行う公益目的事業に係る活動が果たす役割の重要性にかんがみ、当該活動を促進しつつ適正な課税の確保を図るため、公益法人並びにこれに対する寄附を行う個人及び法人に関する所得課税に関し、所得税、法人税及び相続税並びに地方税の課税についての必要な措置その他所要の税制上の措置を講ずるものとする。

附 帯 決 議

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議(抄)

衆議院(平成18年4月19日行政改革に関する特別委員会)

行政改革を進める上で、「民間が担う公益」の重要性がますます増大し、その担い手である非営利法人の役割が今後の我が国の社会を活力あるものとするには不可欠であることにかんがみ、政府は、公益法人制度改革関連三法の施行に当たっては、次の諸点について十分配慮し適切な措置を講ずること。

(略)

一 一般社団法人及び一般財団法人に対する法人所得課税のあり方に関して、当該制度に包含される法人の性格の多様性に配慮した適切な税制の導入を検討するとともに、公益社団法人及び公益財団法人に対する法人所得課税及び寄附金にかかる税制に関して、適正な規律の下、民間の担う公益活動の促進及び寄附文化醸成を図る観点から、新たな制度における第三者機関による統一的な公益認定を受けた法人について、適切な税制上の措置を講ずること。

(略)

参議院(平成18年5月25日行政改革に関する特別委員会)

行政改革を進める上で、「民間が担う公益」の重要性がますます増大することを踏まえ、政府は、公益法人制度改革関連三法の施行に当たっては、その健全な発展を促進するという今回の改革の趣旨を十分踏まえるとともに、次の事項に留意し、適切な措置を講ずること。

(略)

六、新制度の施行に伴う税制については、現行の公益法人が新制度に移行するに際して、十分な時間的余裕をもって判断できるよう、早急に検討を行い、施行までに必要な措置を講ずること。

その際、一般社団法人及び一般財団法人に対する法人所得課税の在り方に関しては、共益的性格の法人の会費の扱いなど、当該制度に包含される法人の多様性に配慮した適切な税制の導入を検討すること。また、公益社団法人及び公益財団法人に対する法人所得課税及び寄附金に係る税制に関しては、適正な規律の下、民間の担う公益活動の促進及び寄附文化の醸成を図る観点から、適切な税制上の措置を講ずること。

(略)